証券番号			
明細番号			

# 未成年後見業務に関する特約

#### 第1条(保険金を支払わない場合の適用除外)

- (1)当社は、別表1に記載の未成年被後見人の日本国内における日常活動に起因して、 被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担す ることによって被る損害について保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約に基づいて、弁護士特別約款第3条(保険金を支払わない場合) ①および③の規定を適用しません。

#### 第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であると問わず、賠償責任普通保険約款(以下「普通約款といいます」。)第2条および弁護士特別約款第3条に規定する損害のほか、被保険者が次に該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と世帯を同じくする親族が所有、使用または管理する財物に起因する 賠償責任
- ② 被保険者の犯罪行為(注1)または被保険者が他人に損害を与えることを予見しながら行った行為(注2)に起因する賠償責任
  - (注1) 犯罪行為とは、過失犯を除きます。
  - (注2) 被保険者が他人に損害を与えることを予見しながら行った行為には、不 作為を含みません。

### 第3条(責任限度額)

(1) 当社は、この特約に基づき保険金を支払うべき普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の損害賠償金は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の請求につき、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の金額が別表2に記載の未成年後見人業務免責金額を超過する場合に限り、以下の算式により得られた金額に対して、保険金を支払います。ただし、別表2の未成年後見業務1請求支払限度額を限度とします。

普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の金額

- 一 別表2に記載の未成年後見業務免責金額
- (2) 当社は、この特約の規定に基づき保険金を支払うべき普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①の損害賠償金の額は、保険期間を通じて、別表2に記載された未成年後見業務保険期間中支払限度額を限度とします。
- (3) 当社が、この特約の規定に基づき保険金を支払うべき普通保険約款第3条(損害

の範囲および支払保険金)(1)①の損害賠償金を支払った場合は、未成年後見業務損害支払限度額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払に係る事故が発生した時以降の未成年後見業務保険期間中支払限度額となります。

#### 別表1

未成年被後見人	(名前)	
	(生年月日)	

## 別表2

337/2					
未成年後見業務 1 請求支払限度額					
未成年後見業務 保険期間中支払限度額					
未成年後見業務 免責金額					